

令和5年度第1回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会
(対面) 会議録

議題	議題1 令和5年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告) 議題2 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について(意見聴取) 議題3 地域密着型サービス事業者等の整備方針、指定更新等について(報告)
日時	令和5年5月24日(水) 14時00分～15時00分
場所	茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設2階 講堂2
出席者氏名	飯田 誠一、石川 洋子、下里 隆史、芦刈 典子、 篠原 徳守、堀内 秀行、鶴田 國夫、渡辺 多茂夫 加藤 潤一、水島 修一 (欠席者) 水沼 信之、井上 明、大崎 逸朗、高田 麗 (事務局) 福祉部長、高齢福祉課長、介護保険課長、高齢福祉課職員、介護保険課職員
会議の公開・非公開	公開
傍聴人数	0人
非公開の理由	

議題1 令和5年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告) 【資料1】説明【高齢福祉課 白井課長補佐】

(事務局)

初めに、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の5ページをお開きください。概要版は2ページに掲載されています。

5ページには、第7期から第10期の計画におけるスケジュールが示されています。第9期計画は、令和6年3月に策定を行い、令和6年度から令和8年度の3年にかかる計画です。今年度は、第8期計画の進行管理及び第9期計画の策定の2点について審議する予定となっています。

続きまして、資料1をご覧ください。令和5年度茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュール予定をお示ししています。

資料1の上段の一行目に、推進委員会の開催スケジュールをお示ししています。今年度は、第1回が対面による会議、第2回は8月に書面会議、第3回は10月に対面またはZoomによるオンライン会議のどちらかを予定しています。第4回は令和6年1月に書面会議、第5回は3月に書面会議、合計5回の会議を予定してい

ます。

なお、第3回については日程が決まり次第通知にてお知らせいたします。

続いて、表の二行目につきましては、第9期計画の策定にあたって、市が庁内で行う業務の予定を記載しています。

8月頃までに施策の方向性ごとに事業の検討及び確定を行い、8月から9月頃にかけて計画の素案の作成いたします。その後、10月の「第3回推進委員会」を経て、市長に答申を行い、庁内及び議会の会議に図った後に、11月末から12月末頃までにパブリックコメントを実施する予定です。その後、必要に応じて素案の修正等を行い、翌年3月に第9期計画として報告する予定です。

表の三行目は、庁内連絡調整会議の開催予定を掲載しています。こちらは、庁内での調整を図ることを目的といたしまして、基本的には、推進委員会の会議よりも前に開催予定です。

表の四行目は、高齢福祉課の地域包括支援センターに関する審議事項を示し、表の五行目から七行目までにかけて、介護保険課の地域密着型サービスの整備、給付見込量の推計、介護保険料の設定、並びに地域密着型サービスの指定更新等についての審議事項を示しています。

今年度の予定としては、以上です。

また、表の下段の網掛けしている表は、今年度の議題の予定を記載しています。議題につきましては、変更する場合がございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

議題1の説明は以上です。

(篠原副委員長)

以上、議題1「令和5年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて」事務局から説明がございました。

ご質問やご意見はありますか。

次に、議題2「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について」、事務局から説明をお願いいたします。

議題2 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について(意見聴取)【資料2-1～資料2-2】説明【高齢福祉課 白井課長 補佐】

(事務局)

資料2-1をご覧ください。第9期計画の作成にあたり、基本方針及び、施策の方向性について委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。

始めに、基本方針についてご説明いたします。日本における高齢者の人口推計は、65歳以上人口は令和22年を超えるまで、75歳人口は令和37年まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17年に全国で1千万人を超え令和42年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。一方で、生産年齢人口につきましては、減少していくことが見込まれています。これまでの茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画におきましては、第5期計画より地域包括ケアシステムの実現にむけた取組を推進しており、団塊の世代がすべて75

歳以上の後期高齢者となる令和7年の茅ヶ崎市の高齢者の状況や、介護事業等を見据えて第6期から第9期までの期間において、中長期的な視野を持って施策を展開してきました。

地域包括ケアシステムは、高齢化に伴う医療や介護の需要増に備える為に、病院の施設から在宅への大きな転換を図り住み慣れた地域の中で最後まで「自分らしい生活が送れる様に」と地域の包括的な支援サービス提供体制として、令和7年を目途に構築を推進しています。

また、核家族化や少子化、社会の担い手の多様化等の社会構造変化により、家族介護から社会介護への需要に対応する観点からも地域包括ケアシステムは超高齢社会の重要な受け皿となっています。

第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、事業展開にあたり大きな制約を受けていましたが、コロナ禍を乗り越えた第9期計画においては、ニーズを基本に事業を復活させると共にコロナ禍の教訓を踏まえてICT活用の観点を取り入れたいと考えています。

第9期計画期間中には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる令和7年を迎え、いわゆる2025年問題として課題となっていた状況に直面することから、これまでの計画の総仕上げを行うタイミングとなります。そのため、第9期計画は第7期及び第8期計画の基本方針を踏襲し、令和7年以降の社会情勢へ対応とその先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に到達することを見据えて作成を行います。

また茅ヶ崎市は、WHO世界保健機構が主導する「高齢者にやさしい地域づくりに取り組むグローバルネットワークエイジフレンドリーシティ」に平成30年に参加しており、その行動計画として県を通してWHOに「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画介護保険事業計画」を提出しました。

その進捗管理として、第8期計画の振り返りを行うと共に第9期計画におきましても、WHOの提唱するトピックを取り入れエイジフレンドリーシティの行動計画として位置づけます。さらに令和12年度までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標である、持続可能の開発目標SDGsの考え方を各基本方針に取り入れます。

2ページ目をお開きください。第9期計画における6つの基本方針の案です。第7期と第8期を踏襲したものとなっています。

続いて、項番2の施策の方向性についてご説明いたします。

第8期計画策定にあたり、基本方針に基づく施策の方向性につきましては上位計画である茅ヶ崎市総合計画の前期実施計画と整合性を図ることを想定していました。

ところが新型コロナウイルス感染症の世界的な流行と、社会経済情勢が急速に不透明になる中で、将来を予見することが難しかったことから、前期実施計画については、策定を2年間延期して令和5年度から令和7年度までを計画期間としました。

そのため、第8期計画期間中に実施計画が策定から外れていた期間、令和3年度、令和4年度で、外れていた期間が生じることから、市の方針により個別の事業は掲載していませんでした。

3ページ目をお開きください。第9期計画策定にあたり、施策の方向性については、基本的に第8期計画を踏襲しながら高齢化と現役世代の減少が顕著になる社会情勢を見据え、「誰かが担うのではなく、誰もが担う地域づくり」の視点に立って施策展開を行います。

また、実施計画の策定期間内であることから、個別の事業についても掲載いたします。

資料2-2をお開きください。只今ご説明した施策の方向性について、第7期から第9期までの変更箇所を矢印で見える化し、変更内容を表の下に文書でお示しました。

従来は、一つ前の計画と比較する手法をとっていましたが、第8期がコロナ禍にあり、通常の施策展開が出来なかったため、第7期からの比較として3列で掲載しました。

第8期から第9期に変更をかけた箇所については、網掛けしてお示ししています。具体的には【基本方針4】の施策の方向性1に掲載している事項については、第8期の時には「周知」という表現を使っていましたが、第9期においては「地域の相談窓口の機能強化」としています。「周知」という部分につきましては、同じ【基本方針4】の施策の方向性6「高齢者への分かりやすい情報の提供」として考え方を統合しています。

【基本方針5】につきましては、新たに施策の方向性6として「認知症本人と家族を支える取組の推進」を新設しています。

基本方針は第7期から変更していませんが、施策の方向性につきましては、若干の変更があり、この先の事業展開を踏まえて、今後内容を盛り込んでいく予定です。

再び資料2-1をお開きください。5ページ目の項番3、第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査結果を踏まえた事業の展開にあたって引き続きご説明いたします。

第9期計画を策定するにあたり、高齢者等の健康や生活の状況、介護保険サービスの利用意向や要望意向等を把握するために基礎資料として、令和4年度のアンケート調査を実施いたしました。

調査は、資料に記載の4つのカテゴリーに分けて行われ、それぞれの調査結果から得られた傾向について、検討が必要な事項を提示しています。今回の調査につきましては、調査期間が新型コロナウイルス感染症の流行下であったため、その影響が色濃く出ていますが、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが、5類感染症に移行した事も踏まえ、アンケート結果の効果的な活用に努めます。

一つ目の一般高齢者個別調査におきましては、社会参加の状況や外出頻度の結果に新型コロナウイルス感染症が影響し、またスマートフォンやパソコン等のインターネット閲覧機器に関する調査におきましては、8割以上の高齢者が、これらの機器を所有している。という結果となったことを踏まえる必要があると考えています。

次に二つ目の要介護要支援認定者個別調査（在宅）におきましては、施設等への入所入居に関しては、「入所入居を希望せず、在宅生活の継続を望む人」が、7割以上となったことや、「主な介護者が不安に感じている事柄がある」と回答した割合が6割以上であること。また主な介護者が、「仕事と介護の両立を今後も問題なく続けていける」と回答した割合が2割程度、だったという結果を踏まえる必要があると考えています。

続きまして三つ目、要介護要支援認定者個別調査（施設）においては、施設入所した理由や、サービス満足度の結果を踏まえ、中重度の要介護者の生活を支えるために必要な施設サービスとして、医療ケアや看取りなども含め、引き続き質の高い介護サービスの提供が必要と考えています。

続きまして四つ目、介護予防日常生活圏域ニーズ調査におきましては、外出頻度

の結果に、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、様々な活動への参加者としての参加意向、並びに企画運営のお世話役としての参加意向の結果から、積極性のある高齢者等が、一定数参加しているという結果を踏まえた施策展開が必要と考えています。議題2の説明は以上です。

(篠原副委員長)

議題2「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について」事務局から説明がございました。

ご質問やご意見はありますか。

(渡辺委員)

身近な例としまして、ボランティアをやっている仲間の中で、高齢のご夫妻どちらかが認知症で、その方の面倒を見るため、介護している本人が活動出来なくなっている話を最近聞きました。介護している本人は仕事から離れなくてはならないといった状況を見ると、基本方針の5の「認知症本人と家族を支える取組の推進」には、是非力を入れて頂きたいと思いました。

また、アンケート調査の結果で65歳以上の高齢者の1人暮らしは、一般高齢者個別調査の結果では16%、要介護・要支援認定者個別調査(在宅)の結果では、24%。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では16%となっています。

地域や周りの人は、1人暮らしの方にサポートが必要ではないかと感じました。

(篠原副委員長)

市では、介護保険制度の要支援1になる前の高齢者に対し、介護予防のためのスポーツあるいは軽い筋肉運動など、取り入れている事業はありますか。

(事務局)

介護予防に関しましては、現在も「転倒予防教室」を月に1回、市内19会場で運動の教室を開催しています。

また、「歌体操教室」を月2回、今20会場で、市内20会場で開催しており、こちらはボランティアを中心に開催しています。

また、要支援認定者を含めた方を対象に、「おでかけ機能アップ教室」を短期間集中して、週に1回、約4ヶ月間教室に通って運動機能回復するようなプログラムも行っています。

もし、周知が足りないようであれば、今後、周知の方を徹底して参りたいと考えています。

(篠原副委員長)

市では「転倒予防教室」や「歌体操教室」を行っているとのことで、もっと地域の中でも周知をお願いします。

(堀内委員)

資料2-1の一番下に、「持続可能な開発目標SDGsを基本方針に取り入れる」とありますが、具体的に説明をお願いします。

(事務局)

第8期計画の冊子の7ページに「SDGS推進に向けた取り組み」が記載されています。第8期の計画からすでに、盛り込まれていたものになります。基本方針に紐づくそのSDGSの目標に関連するものをイラストとして掲載しその施策の基本方針と関係のあるものを同じページに記載するというような形をとっています。この第8期で掲載したような形を同様に第9期計画においても掲載することを想定しています。以上です。

(加藤委員)

資料2-1の「ICT活用の観点を取り入れます」と記載がありますが、具体的にどのように取り入れていくのか。また、基本方針5の「認知症本人と家族を支える取り組みの推進」について、具体的にどのように推進していくのか教えていただければと思います。

(事務局)

ICTの活用そのものが一つの事業としてあるわけではなく、すべての事業の中にそのICTの活用の観点を取り入れる余地があるか考えています。一例として、高齢者ための優待サービス事業というものがあり、現在は紙の優待サービスカードを窓口でお渡していますが、これを紙と併用するという形でスマートフォン等でその画像をダウンロードして掲示することで、紙のカードを持っていなくても、サービスが受けられるように出来るのではないかなど、検討する余地があると考えています。以上です。

(事務局)

「認知症本人と家族を支える取組の推進」について、事業は今後紐づけをしていくことになってくると考えています。認知症の施策につきましては、国が定めた「認知症施策推進大綱」において、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、行政と要望を車の両輪として施策を推進していきたいと考えています。

その中で、今後は、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターの方などを中心とした支援チームを組み、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援に取組んでいく、いわゆる「チームオレンジ」の取組を進めていきたいと考えています。以上です。

(篠原副委員長)

次に、議題3の「地域密着型サービス事業者等の整備方針、指定更新等について」事務局から説明をお願いいたします。

議題3 地域密着型サービス事業者等の整備方針、指定更新等について (報告)
【資料3】説明【介護保険課 原口課長補佐】

(事務局)

前回の審議会から今回の審議会までに指定等があった地域密着型サービス事業所につきましてご報告いたします。指定等の件数が上段「1」の表になり、具体的な事業所一覧は下段「2」の表のとおりとなります。

年度替わりで件数は多くなっていますが、NO. 27とNO. 28を除いてすべて更新となります。また、NO. 27とNO. 28につきましては、事業所の統合による廃止となります。

また、現在、介護保険課では第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき小規模多機能居宅介護事業所の公募指定に向けた準備を進めています。令和3年度と令和4年度に当該公募を実施しましたが、事業所からの応募がなく指定に至っていません。事業者からの応募があり次第、速やかに指定に向けた手続きを進めたいと考えており、当委員会からの意見聴取の実施も想定されますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。議題3の説明は以上です。

(篠原副委員長)

議題3「地域密着型サービス事業者等の整備方針、指定更新等について」事務局から説明がございました。ご質問やご意見はありますか。

今、この通所型などの施設や事業所が閉鎖をするようなことはありますか？

(事務局)

閉鎖する事業所もありますが、閉鎖をされる数は少ないです。

(篠原副委員長)

以上で議題は終了となります。

事務局から連絡事項等がありますか。

(事務局)

事務局から連絡事項が1点ございます。

次回の委員会の開催につきましては、8月の末ごろに書面開催を予定しています。皆様に資料を送付させていただきます。以上です。

(篠原副委員長)

では議題が全て終了いたしましたので令和5年度第1回推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。